

新しい時代がめざす教育を円滑に展開していくために!



香川県教職員連盟機関誌
発行所: 香川県教職員連盟
発行者: 北村 顕吾

〒760-0004
高松市西宝町2丁目6番40号
香川県教育会館602号

TEL (087) 835-2721
FAX (087) 835-2723

毎月10日発行 定価1部50円
(年間1,000円 送料とも)
会員の購読費は会費の中に含む

昨年十二月に、国の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(以下、「給特法」という。))が改正され、本年三月には、香川県の「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例」の一部改正され、給特法第七条第一項に規定する指針に基づき、教員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他の教員の健康及び福祉の確保を図るための措置を行うこととしたこと等を踏まえ、「教職員の働き方改革プラン」が改定された。改定によって大きく変わったところは、「5.めざすところ」である。これまでは「①時間外勤務が月四十五時間を超える教職員数に現状の本数以下とする。②時間外勤務が月八十時間を超える教職員をゼロにする。」であったが、令和二年四月からは「時間外勤務が、原則として、月四十五時間、年間三六〇時間を超える教員をゼロにする。」と明示された。香川の学校教育の質を落とすことなく、めざすところを実現するために、プランの柱である「業務の適正化」「業務の効率化」「学校運営の改革と意識改革」「保護者、地域への理解促進」「国への政策提言・要望」の具体的な取り組みを、さらに推進していかなければならない。そのために香教連では、それぞれの柱に関する具体的な取り組みの実現に向けて、積極的に要望していく。

「業務の適正化」に関しては、小学校における英語教育やプログラミング教育充実等、新学習指導要領の円滑な実施のための小学校高学年における教科担任制の導入や事務業務等を担っていただけのスクールサポートスタッフ、部活動指導員のさらなる増配置促進等を継続して要望していく。

「業務の効率化」に関しては、先生方が地域間・異校種間異動があった際でも、効率よく業務に取り組めるよう、全県共通化した校務支援システムの導入や諸帳票の様式の統一化・電子化の早期実現に向けて強く要望していく。

「学校運営の改革と意識改革」に関しては、各市町教育委員会や各中学校長への業務内容の改善指導や意識改革の促進・啓発、働き方改革に積極的に取り組む学校への評価、調査の簡略化も含めて要望する。また、一年単位での変形労働時間制の導入推進についても要望していく。

「保護者、地域への理解促進」に関しては、県教委が保護者、地域の方々や地元企業に対し、働き方改革の重要性や方向性についての積極的な情報提供を具体的にを行うよう要望していく。また、学校が保護者や地域と連携・協働し、学校教育活動の充実が図れるよう、学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)や地域学校協働活動などの体制づくりの支援等についての積極的な働きかけも継続して要望していく。

「国への政策提言・要望」に関しては、国への要望を積極的に行うよう県に要請するとともに、全日本教職員連盟を通じて、教職員定数の改善及び加配定数の拡充等について、内閣や国会、文部科学省等、国の教育関係機関にも積極的に要望していく。

香教連は、結成四十六年を迎えた、子供中心の教育を目指し、健全なる批判力を持つ、県内最大の教職員団体です。

全日教連 訴訟費用保険の御案内



大好評の「全日教連訴訟費用保険」ですが、今年度も保険料は三六〇円です。今回募集する「全日教連訴訟費用保険」は令和二年十月一日から令和三年九月三十日まで有効になります。四月以降に配布予定である申込用紙同封の案内をお読みになり、御検討いただければ幸いです。

なお、現在御加入いただいている方は、申し出がない場合は継続加入となりますので、御注意ください。

よろしくお願ひいたします。

お問い合わせは全日教連事務局
〇三―三二六四―三八六一

香教連Facebook

香川県教職員連盟のFacebookがあるのを御存じですか?
香教連や各単組の行事情報や活動の様子等を掲載しています。是非一度開いてみてください。

温故知新

新型コロナウイルス感染症拡大によって、香川県でも、県立学校と特別支援学校、公立の小中学校が再度臨時休校となるなど、教育関係のみならず社会全体が混乱しており、このような状況の中、最も大切なことは、やはり「命」を守ることだ。自分の命、他者の命を守るためにも、「自分は大丈夫」、「大げさにすることではない」という意識は捨て、「もしかしたら...」の意識で行動することが不可欠だ。

今後の児童生徒の健康・安全や教育の補償等を守っていくためには、先生方の健康・安全も十分配慮されることが重要だと考えます。前例のない状況がまさに現実として起こっているのですから、従来の概念に捉われず、感染が確認された後の対応を考えるのではなく、速やかに未然に防ぐ対策を先行して、必要がありそうです。この事態がやがて終息を向かえた時に、いかにして対策を講じたか、結局、大幅な感染拡大までには至らなかったか、これまでもやってきた対策は、本当に必要だったのか、とおっしゃる方もいるかもしれません。しかし、それは「未然に防ぐための感染症対策」に取り組んだからこそ、感染が拡大されなかった」という認識を持つていただきたいと思えます。昨今の状況が一刻も早い終息を切に願うとともに、先生方におかれましては、くれぐれも御自愛ください。

さて、小学校では新学習指導要領が全面実施となり、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、日々の学習活動を展開していくことが求められています。そこで今回は、「伝え合う力を育てる一つの方法」です。

それは、自分の意見ではなく他人の意見を発表するという方法です。具体的には、教師が「◎」について、◎さんはどう考えるのかを聞いて、それを発表しなさい、◎という指示を与えるのです。そこで子どもは指定された人(例えば隣に座っている子ども)に取材します。取材する内容を子どもに任せるとよいのですが、最初のうちは「◎と△の〇について、考えを聞きなさい」というように指示しておくのがよいでしょう。

そして取材を終えた子どもは「◎さんは、◎について〇〇のように考えているそうです。私も同じように考えました(あるいは、私は◎については、ちよつと違って◇◇のように考えました)」というように発表します。

この方法で工夫していることは、次の二つです。まず、最初の取材活動(他者との話し合い)で行われるのが、口語型での話し合いであるという点です。これは、子どもたちの日常生活の話し合いに近いことです。これならあまり型にとらわれない話し合いが行われるので、子どもも自然に話せるし、型ではなく内容を重視した話し合いになります。話す型から入るのではなく、話すことが必要になる場を設定することが最も大事なことであり、その際には、子どもにとって自然な話し方ができるようなやり方がよいと思います。

次に、この活動には「聞く」という行動が不可欠であるということ。これも「後で先生が質問するので、聞き落としが無いようにしっかり聞きなさいよ!」というような外からの動機付けではなく、「自分が相手の考えを理解して発表するには、これこれのことを聞かなくては行けない」という自発的な動機付けがなされるので、効果的な「聞く」活動につながります。

伝え合う力を育てるには「聞く・話す」という活動が行わなければならないのですが、この方法ならそれが自然な形で求められるのではないのでしょうか。(顯)